

空家

あきや

等の適切な管理をお願いします

近年、人口減少や少子高齢化などにもともない、全国的に空家が増加し、社会的な問題になっています。鳥取市においても、適切に管理されず放置されている空家が年々増加し、周囲の環境に悪影響を与えていることから、多くの苦情や相談が寄せられています。空家は個人の財産です。所有者または管理されている人の責任で近隣住民や通行人などに損害を与えないよう適切に管理しましょう。

なぜ空家等が問題なのか

適切な管理がされないで放置されると、敷地内の雑草の繁茂のみならず、倒壊や屋根などの建材の飛散事故、害虫・鳥獣などの発生に繋がります。また、老朽化が進み危険な状態となると、周辺住民の生活に悪影響を及ぼすことが考えられます。

空家等対策の推進に関する特別措置法とは

「空家等対策の推進に関する特別措置法」は、適切な管理が行われていない空家等から地域住民の生命、身体、財産を保護し、生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用促進を目的に、平成27年

空家等の適切な管理を!!

空家等の管理が不適切であることが原因で、人や財産に損害を与えたときは、所有者などが損害賠償などの責任を負わなければならぬ場合もあります。所有者は、

空家等を管理できない場合は

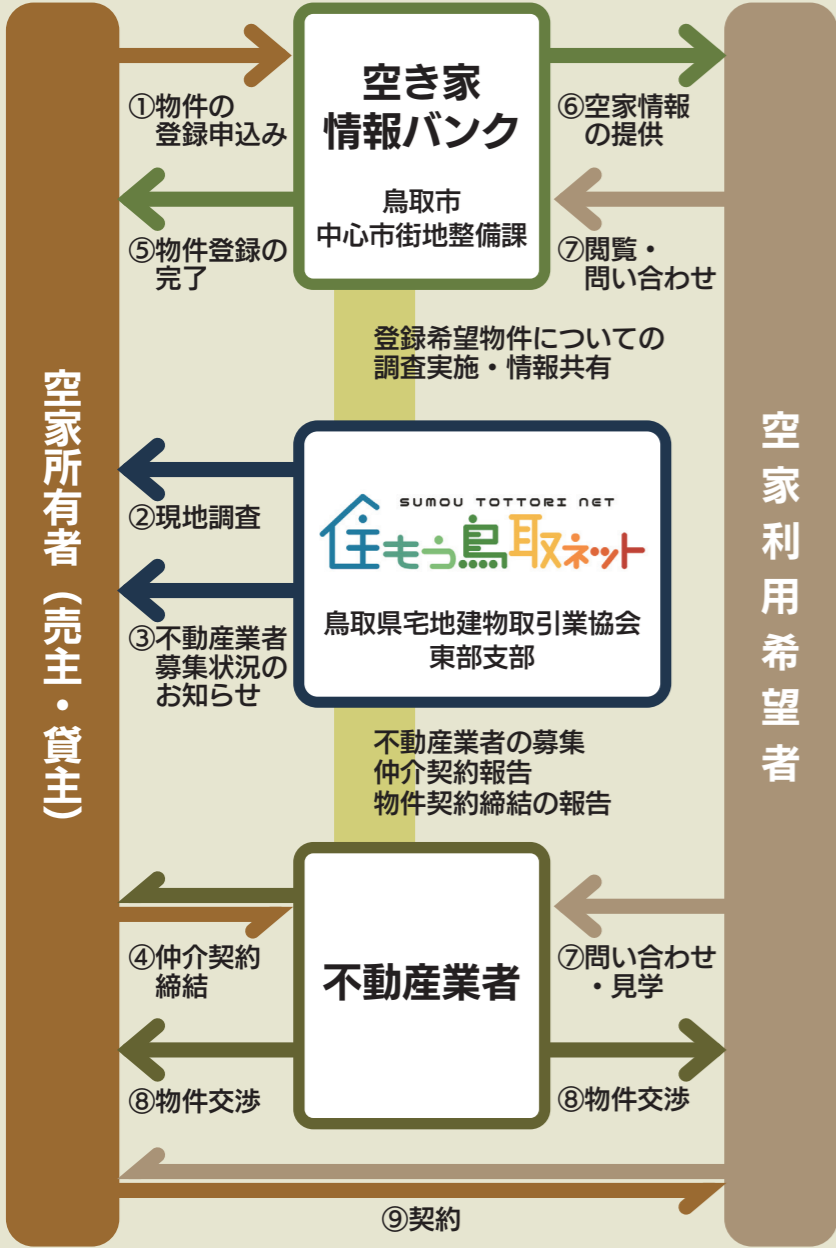
不具合がある箇所は修繕するなど、適切な管理をお願いします。民間事業者が行う空家管理サービス(有料)の利用も一つの方法です。引越しや相続で長期間家を空ける場合は、万が一のこともあるので、近所や町内会などに連絡先を伝えて、連絡を取れるようにしておくなどの対応も必要です。

問い合わせ先 本庁舎建築指導課 ☎0857-20-3282 ☎0857-20-3059

■空家等の管理のポイント ※作業後は鍵のかけ忘れに注意しましょう

| | 作業項目 | 作業内容 | 注意点 |
|----|---------------|---|-----------------------|
| 内部 | 通風・換気(60分程度) | すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放、換気扇の運転 | できるだけ頻繁に行いましょう |
| | 通水(3分程度) | 各蛇口の通水、各排水溝口に水を流す※水道を止めている場合は、各所に1ℓ程の水を注入する | |
| | 清掃 | 室内の簡単な清掃 | |
| 外部 | 郵便物管理 | 郵便受け、玄関への郵便物・配布物の整理 | 近所迷惑にならないよう念入りに行いましょう |
| | 敷地内清掃 | 敷地内の落ち葉やごみの清掃 | |
| | 草抜き 植栽の手入れ | 除草・越境している枝やツルの剪定 庭木の剪定・消毒 | |
| 点検 | 雨漏りの有無 | すべての部屋に雨漏りがないか確認 | 大雨や台風、地震の後には必ず点検しましょう |
| | 建物の傷み | 建物に傷んでいるところがないか確認 | |
| | 設備の傷み | 水漏れなどないか確認 | |

■空き家情報バンク利用の流れ ※番号は契約までの流れを表示



■老朽化して今後住む予定もない空家等は、解体について検討しましょう。
解体費用は、建物の状態や周辺道路の状況などにより大きく変わります。費用も高額になることが予想されます。複数の業者に見積もりを依頼しましょう。

■解体後の土地を売却して解体費用を賄うことも一つの方法です。その他、空き家解体ローンなど

の商品を取り扱っている金融機関もあります。解体資金にお困りの人は、金融機関へご相談ください。

お住いの地域に適切に管理されていない空家等がある場合は、所有者などへ連絡をお願いします。地域で対応が困難な場合は、建築指導課までご相談ください。

空家(空き家)等とは

「空家等」とは、概ね年間を通じて居住や使用などされていない建築物およびその敷地のことをいいます。ただし、国や地方公共団体が所有・管理するものは除きます。
※「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき「空家等」と表記しています。